

〔二水記〕大永七年十二月十八日、禁中御煤拂也。

〔御湯殿の上の日記〕慶長三年十二月十八日、御す、はきの御ふれあり、こより御ゆどの、うへならします。さけの御くばりあり、十九日、御煤はきいつものごとくあり、常の御所ばかりにうち御ゆどの、うへにて、かちん御てんにて二こんまいる、女御女中みなく、御祝まいる、男たちすゑにて、あつ物御いはるあり、しんじほうけん、權すけ殿、かんろじ、つねの御所の御ざのうへに、たいその御屏風一さうたてられて御祓あり、夕かた御煤はきの御いはる三ごん常の御所にてまいる、初こん三ツさかな、二こんそろく、三ごんかうぢまい、准后、女御、御しやうばんの女中も、そろく御すわりあり、めでたしく、長はし御す、はきには、いつも御盃御いた、き候へ共、わづらひにて御まいりなし。

〔慶長日件錄〕慶長八年十二月廿日、從禁中明後日廿二日、御煤拂御觸有之、則出納所へ令下知者也。其一通來廿二日可有御煤拂、任例可致下知之狀如件、十二月廿日式部丞出納所次明日女院御所御煤拂可候之由有御觸候、廿一日、今日女院御所煤拂也、仍飯後女院○後陽成母后新上東門院藤子原晴參、日沒之比退出、廿二日、禁中御煤拂也、朝飯令支度參内、衛士五人參、與介、茂兵衛、與兵衛、甚五郎、新藏等也、入夜退出、

〔大江俊矩記〕文化三年十二月廿七日庚子、清涼殿御、煤拂也、依申合俊常壹人卯半刻參勤、俊矩、助功、常顯等、已刻頃參集也、資愛朝臣前夜參宿故暫之殘居、其後重能朝臣以下各如例參集也、一藏人方諸司出納以下小舍人所衆等、如例卯半刻出仕、出仕相届上、俊常申頭辨、頭辨被屆議奏後、取掛之儀命出納、如例令奉仕、尤買物使修理職等相廻掃除湯諸具等可廻義申番頭代、如例催之也、厚出納職職寅も爲見、一内侍所御塞有之、已刻前諸司令出平唐門外、午刻前被解、更相廻如元令奉仕也、略中習參仕也、此節師トハ修理職一錢形御屏風金物大分損有之に付、飾師召連、買物使相廻爲直候也、出仕略